明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令（三五五）　二
○公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令（三五六）　二
○検疫法施行令の一部を改正する政令（三五七）　二

〔告　示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働三五七）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ⑴の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同三五八）　三
○保安林の指定をする件（農林水産二二一〇～二二一七）　三
○保安林の指定を解除する件（同二二一八）　三
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二九〇～二九六）　三
○道路に関する件（中部地方整備局九四）　三
○浄化槽の型式を認定した件（同九五～九八）　三

〔国会事項〕
内閣　財務省　四

〔人事異動〕
内閣　財務省　五

〔皇室事項〕
労働　七

〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
最低賃金の改正決定に関する公示（山梨労働局最低賃金公示三）　七

〔公　告〕
諸事項　七

官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　八

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八

会社その他　三

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令**（政令第三五五号）（農林水産省）

1　指定野菜としてブロッコリーを追加した。（第一条関係）

2　ブロッコリーの需要及び供給の見通しの時期区分を定めた。（第二条関係）

3　この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

**◇公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令**（政令第三五六号）（総務省）

1　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、公害紛争処理の手続に係る旅費の種目について規定の整備を行うこととした。（第一六条並びに第一七条第一項及び第二項関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

**◇検疫法施行令の一部を改正する政令**（政令第三五七号）（厚生労働省）

1　新たに新石垣空港を検疫飛行場に指定することとした。（別表第一関係）

2　新石垣空港について検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を定めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

# 政　令

野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月四日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百五十五号**

野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令

内閣は、野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

野菜生産出荷安定法施行令（昭和四十一年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表ピーマンの項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ブロッコリー | 春ブロッコリー（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。）<br>夏秋ブロッコリー（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。）<br>冬ブロッコリー（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。） |

第二条の表レタスの項中「レタス」を「ブロッコリー及びレタス」に改める。

**附　則**

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

---

公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月四日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百五十六号**

公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十四条第一項及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当」に改める。

第十七条第一項第一号中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同項第三号中「車賃、日当又は宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改め、同項第四号中「呼出」を「呼出し」に改め、同条第二項中「車賃、日当又は宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に、「の規定」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定」に改める。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

---

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月四日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百五十七号**

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「沖縄　那覇空港」を「沖縄　那覇空港<br>新石垣空港」に改める。

別表第三に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 新石垣空港 | 新石垣空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域 |

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂